

令和5年五條市議会第4回12月定例会（第3号）

日 時 令和5年12月11日（月） 午前10時開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	谷 勝 啓	1 五條市立五條東小学校について (1) 運動会について 2 市街化調整区域について (1) 解除について 3 五条駅の整備について (1) 南側の整備について 4 地域猫TNRについて (1) 猫の一時保管について (2) さくら猫の譲渡会について (3) さくら猫事業の補助金について	市長・教育長・ 部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	福 塚 実	1 五條市の文化財について (1) 国・県・市の文化財の数について (2) 文化財の保護について 2 上野公園の状況について (1) 上野公園のプール跡地について (2) 上野公園の今後について 3 大規模広域防災拠点事業について (1) 大規模広域防災拠点の現状について (2) 地元への対応について	市長・教育長・ 部長 市長・部長 市長・部長

- 第二 報第二十二号 専決処分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）
- 第三 報第二十三号 専決処分の報告について（五條市空家等の適正管理に関する条例及び五條市空家等対策協議会条例の一部改正）
- 第四 報第二十四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
- 第五 議第四十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第六 議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第七 議第四十八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第八 議第四十九号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第九 議第五十号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第十 議第五十一号 市道路線の認定について
- 第十一 議第五十二号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について
- 第十二 議第五十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 第十三 議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 第十四 議第五十五号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
- 第十五 議第五十六号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
- 第十六 議第五十七号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第十七 議第五十八号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定について
- 第十八 議第五十九号 五條市国民健康保険税条例一部改正について
- 第十九 議第六十号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定について
- 追加日程（第四号）
- 第一 議第六十一号 五條市手数料条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤田	吉田	山口	山塚	福本	岩窪	吉田	谷田	中山	秋本	仲山
龍美	美雅	雅耕	耕			佳	勝俊	直			
雄子	範司	司実	孝秀	秀正	正啓	啓樹	樹嗣	嘉			

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事
石井	福平	田上	塚岡
茂惠	勝清	人充	彦司

事務局総務係長 神 典 子
速記者 仁 科 基 樹

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、八日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成り立ちます。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。

議員各位には、申合せのとおり、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内とし、全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解頂き、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

初めに、四番、谷 勝啓議員の質問を許します。（「四番」の声あり）四番、谷 勝啓議員。

〔四番 谷 勝啓質問席へ〕

○四番（谷 勝啓）議長から発言の許可を頂きましたので、四番、谷 勝啓の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

一、五條東小学校の運動会について。五條市内の各小学校の運動会は、各校の運動場で開催されている中、五條東小学校のみがシダールアリーナで実施されていると聞いております。以前は五條東小学校で運動会を開催していたのに、なぜシダールアリーナで開催となったのか、その経緯について伺いたいと思います。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）四番、谷議員の御質問にお答え申し上げます。

令和三年度、五條東小学校では令和五年度の北宇智小学校との統合を見据え、世帯数の増加による保護者用の駐車スペースの確保や熱中症リスクの軽減、天候に左右されずに実施できるなどの理由から、シダーアリーナで実施する案について、PTA役員と協議されました。最終的に保護者からの意見も聴取した上で、令和四年度よりシダーアリーナでの運動会を実施するに至っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）統合を見据えてという回答がありましたが、私も旧宇智小学校の卒業生で、今の同じ五條東小学校の校舎で学びました。統合した現在の五條東小学校の児童数と私が通学していた昭和五十八年頃の児童数はどうなったのか、お聞きします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）令和五年五月一日現在での五條東小学校の全校児童数は二百四十人となっております。議員が通学していた昭和五十八年の全校児童数は五百二十一人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）その当時、今のグラウンドを使って、今以上の人数で運動会を開催できていたのですね。現在、五條東小学校がシダーアリーナで運動会を実施している経緯については先ほども聞かせていただきましたが、やはり小学校の運動会は児童が通っている学校のグラウンドで、青空の下、運動会は運動場で開催していただきたいと私は思います。今後の運動会の実施についてどのようにして考えているのかお聞かせください。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）学校行事である運動会は、その内容や方法は各学校の裁量に任されております。議員在籍当時のこともあろうかと思いますが、通学区域の広がりによる駐車スペースの確保の課題もあり、地域の実態や保護者の意見も十分踏まえ、開催したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）ほかの小学校も学校内に保護者の駐車スペースは一台ありません。近くの公民館などを開放しているようですが、全父兄の車を置くスペースなど、どの開催地にもありません。

五條東小学校の運動会がシダアリーナでやっていて、会場が狭い、音響が悪い、応援は二階からしかできない、運動会っぽくないと私は批判ばかり聞いています。来年からは、一部の人間で決めるのではなく、みんなの意見を聞いて、全保護者からの多数決をとって開催場所を決めていただきたいと、私は思います。よろしくお願いいたします。

続いて、市街化調整区域について、一、解除について。近年、京奈和自動車道の開通や県道の榮山寺のトンネルが開通し、市内外から観光客が来られる機会が増え、気軽に五條市へ来られるようになりました。また、五條市の清流、吉野川や自然あふれる金剛山等、自然環境を魅力に感じて住んでみたいと思う人もいます。また、先ほども申しました京奈和自動車道により産業の拡大が期待できるものと思っております。しかし、市街化調整区域は規制が多いため建物が建てられない、若い世代が新しく家を建てようとしても規制が厳しく建てられないとよく聞きます。そこで、市街化調整区域は廃止できないものでしょうか。そこを伺います。

よろしく願います。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）さきに答弁いたしましたように、市街化調整区域の解除は非常に難しいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）次に、市街化調整区域について、規制が多いとよく聞きますので、規制緩和ということとはできないでしょうか。規制緩和ができれば産業がさらに発展し、雇用が生まれ、その結果、過疎化している各地域の活性化につながると思うのですが。

そこで、建物を建てる基準の緩和について伺います。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）市街化調整区域で立地可能な建築物の基準については、平成十四年、奈良県によりインターチェンジ周辺等における特定流通業務施設または工場や県南部地域における分家住宅が規制緩和として示されています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）規制緩和ができれば人口の流出も少なくなりますし、マイホームを建て、世帯数も増えるので、今後の五條市がよくなるの

で、よろしくお願いいたします。

次に、三番、五条駅の整備について、一、南側の整備について。五条駅の南側の広場についてお聞きします。

朝の通勤時間には通勤通学者が出入りし、ロータリーには歩道もなく、智辯学園のバス、乗用車が入り乱れ、駅前では大変混雑しています。いつ事故が起こってもおかしくない大変危険な状態であると私は思います。朝は軽自動車でも一回では回れません。五条市の玄関口である五条駅ですので、今のままでだめだと思えます。そこで、南側広場の整備について伺います。

○議長（吉田雅範） 上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗） 五条駅前広場南側の整備を進めるに当たっては、駅舎の整備等も関係してくることから、鉄道の運行主体であるJR西日本と継続的に協議を行っていきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓） 五条駅の南側は五條市の玄関口です。このままではいつ人身事故が起こってもおかしくない状態です。安全・安心な五條市の玄関口になるようにJR西日本と五條市が連携して整備をよろしくお願いいたします。

四番、地域猫TNRについて。TNR地域猫とは、野良猫を去勢して耳をVカットし、さくら耳にします。雄は右耳、雌は左耳を切って、元の場所へ戻して、一代限りの命で地域の人と仲良く暮らす猫です。猫は繁殖力の高い生き物です。二匹が、多いときには一年で六十匹以上になることもあります。一回の出産で五匹から七匹を年に三回出産するため、繁殖抑制を図らない限り増え続け、飼ってもらえない猫の増加と環境問題が深刻化しています。

飼い主がいない猫は、繁殖することにより地域の住環境を悪くし、様々なトラブルの原因となることがあります。このため、TNR活動、いわゆる捕獲器などで猫を安全に捕獲し、不妊去勢手術を施し、その後、元に戻す活動が全国各地でNPOやボランティア団体を中心に展開されているところです。五條市でも市民やボランティア団体と協働し、TNR活動に取り組んでいるところです。

具体的には、令和三年十一月に公益財団法人動物基金が手術費用等を全額負担するさくらねこ無料不妊手術事業へ共同登録を行い、令和三年十二月から不妊手術を行うさくらねこ無料不妊手術チケットの行政枠分を猫の保護活動を行うボランティア団体に配布していただいています。

猫を捕獲し不妊手術のため動物病院へ連れて行くのですが、捕獲してきた猫の一時保管場所に苦労しております。市のほうで一時保管場所

の提供について教えてください。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）令和五年度に一件、保管場所を提供しました。今後、新しい保管場所については、引き続き検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）一件提供頂いているとのことですが、周辺の状況等制約されることが多く、簡単に探せないとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

続いて、さくらねこの譲渡会についてです。今は新庁舎の一階を借りて、パネル掲示によるさくらねこの譲渡会を開催していますが、実際の猫を見られないためか、来られる方も少ない状況です。さくらねこの譲渡会について、五條市内でできるよう、場所等の提携をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）猫アレルギーの方もおられますので、引き続き慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）よろしくお願ひいたします。さくらねこ事業では、猫の捕獲、そして病院に連れて行くなど、時間と労力、そして費用がかかります。ボランティア団体などが中心となり行っていたのですが、その費用に対して補助があるのか、教えてください。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）令和四年四月一日から、五條市さくらねこ事業補助金交付要綱を策定しております。しかしながら、現在のところ実績はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷勝 啓議員。

○四番（谷 勝啓）まだ実績がないとのことですが、確保、一匹当たりにかかる費用は結構かかっているように聞いています。しかし、補助金の補助対象の経費が少なく使いにくいと聞いています。できれば使いやすい補助金に改正してあげてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）今年度の実績を見据えた上で、内容を精査し、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田雅範）四番、谷 勝啓議員。

○四番（谷 勝啓）隣の御所市では、市の職員さんが猫を捕獲して、病院に連れて行って、現場に返しています。隣の橋本市は、毎月市の施設で猫の譲渡会を開催しております。五條市のさくらねこ事業は他市より遅れていて、ボランティアの方が自費で出している部分が大変多いです。どうか改正をよろしくお願いいたします。

これで、四番、谷 勝啓の一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で、四番、谷 勝啓議員の質問を終わります。

次に、八番、福塚 実議員の質問を許します。（「八番」の声あり）八番、福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）ただいま議長の発言の許可を頂きましたので、福塚 実の一般質問を通告どおりさせていただきます。

まず一番に、五條市の文化財について、二番、上野公園の状況について、そして三番、大規模防災拠点について一般質問をさせていただきます。

まず一番、五條市の文化財には国、県、市があると思うんですけども、その文化財の数はどれぐらいあるか、お答えください。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）八番、福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市には、国の指定・選定・登録が四十二件、県の指定が三十一件、市の指定が三十六件、合計で百九件の指定等の文化財がございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）本当にこの五條市においてもこの百九件、国、県、市の登録があるということ、大変この維持管理が難しいと思うんですけども、二番の文化財の保護についてですけれども、これ二〇一八年、第九十六回国会に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に

関する法案が上程され、可決され、二〇一九年四月一日から施行されることになりました。

改正案の概要によれば、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会が総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要で、文化財の計画的な保存活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることとされています。そのことを踏まえ、指定文化財は誰が保護管理されているのか、お伺いいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）基本的には、当該文化財の所有者または管理者に日常的な維持管理を行っていただき、保護につなげております。

また、県から委嘱された文化財保護指導委員が毎月市内の指定等の文化財を巡回して目視で状況を確認し、その報告を県及び市の文化財担当部局で共有しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それではもう一つ質問させてもらうんですけども、この指定文化財の修理について、どのように把握、対応しているのかお答えください。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）通常、所有者、管理者からの御相談、御連絡、また県文化財保護指導委員の報告等を受けまして、県及び市の文化財の担当者が現地を訪問し、文化財の破損や劣化の状況を確認した上で修理を行うかどうか、また修理の時期、内容、方法等について協議、助言等を行います。

また、逆に行政から所有者、管理者に対して効果的な修理の提案を行う場合もございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この文化財は市町村に大きな影響があると考えます。文化財保護業務の所管、文化財保存活用計画、文化財保存活用団体など、このほかにも国指定文化財の所有者が策定するとされた文化財保存活用計画についても、現実的には市町村職員の指導、助言なしには実現しないと考えられ、特に指定文化財の多い自治体にとっては重い業務になります。

目先の対応に追われがちな所有者による文化財の管理を長期的な視野に立って修理、整備、公開すること、また何よりもそれを行うために

資金計画を役員、檀家、氏子といった支援団体にも理解を得て、文化財保存活用継承に取り組んでいかなければなりません。また、昨今の状況では、文化財の防火・防犯・安全対策も重要な課題です。このことを踏まえ、指定文化財の適切な管理、修理について行政の考えをお答えください。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。指定等の文化財は五條市の貴重な文化遺産であり、行政と市民が協力して未来に守り伝えていく必要があります。市といたしましては、今後も文化財に関する情報を所有者、管理者並びに国、県と共有し、連携して迅速かつ適切に保護管理を支援できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この指定文化財の保護についてですけれども、私もその文化財等にいろいろ関わることがあると思います。また、正月になつたら初詣とか神社や仏閣にお参りされてその文化財等を目の当たりにして、そこで行事を終えることも、また、その文化財を利用したまちおこしであったり、祭りであったり、様々な事業が行われると思うんですけれども、この文化財保護、行政の方が指導されているということなんですけれども、見回り、目視でされるということなんですけれども、私も前から文化財のところに行かせてもらっておるんですけれども、まずメンテナンスという部分で、目視で見ているということなんですけれども、本来であれば、その建築物であったり、置物であったり、そういうようなものを専門的な方がちゃんと理解した上で指導できるのかどうか、そして、メンテナンスの部分ですけれども、腐食して取り替え等になったら多大な金額がかかると思うんですよ。それやったら、まず最初にそのメンテナンスの部分で保存をどのようにしたら長期的に保存できるかという部分の検証も必要と思うんですけれども、その部分は、もし考えられるのであれば、ちよつとお答え頂きたいんですけれども、どうですか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。建築物の保存につきましては、かなり専門的な分野があります。特にその古い建物については、かなりそういう専門的なものが要するというところで、それについては、市の文化財課にはその担当の者はおりませんので、県に連絡いたしました、その専門分野の方に来ていただきまして、適切に修理等の助言を頂いて修理していくということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これね、文化財というのは置いとくだけでは傷むばかりで、劣化が進むということで、昔の百年、二百年、三百年、千年前のそういうふうなものでも、やはりその保存、保護という部分で、昔の神社仏閣でおられた氏子さんらはちくちくと自分らでお金を出し合っつてその保存活動をおつたと思うんですけども、まず教育委員会であったり文化財保護の団体が、県から来ていただいて、国から来ていただいて、見ていただくというときは、ほとんど目視で見ているような状態で、もう腐食が進み過ぎて手に負えない状況になったから相談に来るとというのが一番多いと思うんですよ。そして、昔使っていた建材であったり、塗料であったり、そういうようなものは、やはり今の時代のものに合わせるとその耐用年数、耐候年数というんですかね。そういうふうなのはやはり乏しいということで、またそれを修理しようと思つたら、まず、その行政機関、教育委員会等、文化財の方にお伺いを立てなければ手をつけられないということになります。それも含めて、今後その対応をしていくのに、そういうふうな今のその防錆剤、まあ言うたら、木で言うたら防錆剤になるんですけども、昔はその防錆剤というのは、油を塗ったり、そういうのをしとつたんですけども、果樹の色を使ったりとか、そういうのをしておつたんですけども、そういうふうな部分に関しては、やはり耐候年数、耐用年数では今の部分に劣ると、そして、迅速な対応が遅れるということで、今後またそういうふうなものも含めて検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、上野公園の状況について質問させていただきます。

上野公園のプール跡地について、今どのような計画があるかお答えください。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）現在のところ、公園運営及び整備検討会において、プール跡地につきまして多目的広場として整備する方向性が示されています。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）多目的広場として整備する方向が示されるということですが、次の二番の上野公園の今後の取組について、新市長が誕生されて、吉野川の築堤工事や国民スポーツ大会が計画されている中で、今後の計画があればお答えください。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）市の財政事情を考えまして、市民のニーズや令和十三年度開催予定の国民スポーツ大会などに応えられるよう、公園運営及

び整備検討委員会に諮りながら進めてまいりたいと考えております。

また、私の公約の中の一つでもありますけれども、花をいっぱいにして日頃から市民を含めたくさんの方が集うような場所にしていきたいなというふうに考えています。

市内においても、この間からの一般質問もそうなんですけど、多くの旧施設、小学校であったり旧花咲寮、たくさんの方が残っていて、まずそれをどうしていくかというふうなことを今、考えています。今日も朝から担当課と話をしていたんですけど、やはりプールにおいては、以前は駐車場にするという案も出ていましたし、どちらがいいのか、議会でもいろいろあったと思います。そういう中、駐車場にはできなかったんですけど、また、あの施設、いつまでもあのまま置いておくというのどうかなというふうにも私も考えておりました、その中で有利な起債を使って、また何かの形で市民の皆さんが集えるようなものも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）上野公園、私も昔、子供が小さい頃、もう二十五、六年前ですかね、あそこにアスレチックがあったり滑り台があったりして、あそこにカモが飛来して、そして餌をやったりと、橋本市からも御所市からもいろんな方々が来られて本当に賑わっておりました。そして、プールが廃止になって、私も子供も途中から橋本市の市民プールに遊びに行くことが多くなりました。そういうようなことも踏まえて、やはり上野公園、割とスポーツ施設、サッカーや野球やバスケットやいろいろな大会が行われる場所でございます、他府県からもたくさんの方々が来ていると思います。その中で、この上野公園のそのプール等をやはりあのまま市長がおっしゃったとおり置いておくのではなくて、今後、花いっぱいであったり、皆さんが来られるような場所にしていただくよう、そしてまたその築堤工事もありますので、それも含めた上で、新市長の下でいろいろと計画を考えていただいて、そして五條市だけではなく他府県から他市から来られる賑わいのある場所にしていただけたらと思っておりますので、御期待申し上げます。

続きまして、大規模防災拠点について質問させていただきます。

この大規模防災拠点の現状について、本来なら既に第一期工事の準備が進められているはずなのですが、現状はイノシシや鹿、雑草等が手つかずの状況です。こうした状況では、近隣地域に多大な悪影響を及ぼすおそれがあります。五條市としてのお考えをお答えください。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）県が購入した旧プレディアゴルフ場の用地の維持管理に關しまして、地元に影響が起きるようであれば、現状を把握

した上で、県へ速やかに報告し、対応していただくよう要望してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実） それでは、この地元への対応についてですけど、県の説明会で、今後発生が予想される大規模災害に備え、県内のみならず紀伊半島エリアを広くカバーする目的とした趣旨説明を県の方々から聞かさせていただきました。その当時の奈良県大規模防災拠点整備基本計画の概要を一部説明させていただきます。

これ説明会で何度も五條市民、阪合部の方々、地元住民の方々、聞かされたんですけども、この南海トラフ地震で想定される被害と確率についてですけども、実際、今後三十年以内に発生する確率が七〇パーセントから八〇パーセント、そして、三県、奈良県、三重県、和歌山県の被害想定というのも説明を受けました。奈良県では、死者数一万九千七百人、住宅全壊棟数四万七千棟、三重県では、死者数九万一千人、住宅全壊棟数二十二万四千棟、和歌山県、死者数十一万九千人、住宅全壊棟数十九万棟、そして奈良県での最大震度六強、紀伊半島での最大震度七、最大津波高二十七メートル、大変大きな災害が出ると、この基本計画のときに被害等の説明を受けております。

また、この防災拠点についてですけど、紀伊半島湾岸部の大部分がおおむね百キロ圏内で、空路で約三十分圏内、そして、紀伊半島アンカールートの結節点であり、紀伊半島沿岸部への救助・救援等の活動が可能になる。近隣に奈良県ドクターヘリが駐機する南奈良総合医療センターが立地、これが奈良県五條市においてです。そして、紀伊半島における大規模な災害拠点は全国に五か所指定されているが、紀伊半島は空白になっている、このような説明を受けておりました。

そして、大規模防災拠点の基本的な考え方で、紀伊半島全体の救助・救援等の趣旨からして、空からの活動拠点としての機能を担う支援部隊の集結拠点、大量物資の中継、配分拠点としての機能を担う。平時も含めた防災拠点の活用方法については、奈良県の航空拠点として活用、奈良県防災航空隊、奈良県警察航空隊、奈良県ドクターヘリの拠点としての活用・運用、そして災害対応力強化、災害時の現場隊員の能力強化、防災拠点の立ち上げ、運営調整能力の強化、防災啓発、防災技術開発、県民に親しみやすい防災教育啓発施設、防災技術等に関する研究のテストフィールド、このような説明を受けております。

また、具体的な活動内容については、的確な災害救助のため高次の機能を設ける情報収集、人命救助、医療活動、物資支援、移動支援とこのような本当に重要な案件を地元住民は説明を受けております。

この県での説明がなされた中で、五條市としてはどのように思われているのか、また、これ県が主導していることですので、なかなかお答

えしにくい部分があると思うんですけども、その辺の、答えられるのであれば、お答えください。

○議長（吉田雅範） 中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二） 本市としましては、本事業を進めていくに当たり、現在まで県と地元とのパイプ役を担ってきたことから、今後、事業の見直し内容等の情報が分かれば地元への説明について県と連携しながら対応してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これ、市長も知事のほうに行かれて要望していただいたということで、本当に地元住民、市長には期待しております。やはり五條市、この地元住民の方々がどう思うかという思いでこれを売却に当たったかというのは、やはりその県の説明にあったように、それに納得して売却に至ったということでございます。そして、この大規模防災拠点を中心とした五條市の活性化につなげられるのではないかと、そして、今後十年、二十年先に若い世代が五條市に来ていただいて、そこでいろんな活動をしていく中で、五條市の発展、そして、地元住民の方々も若い自分らの子供や孫が五條市に帰ってきて、そして五條市がさらに発展できるようにという期待を込めて売却されたわけでございますけれども、先日来、奈良県議会の議場でも奈良県議会の斎藤有紀議員がこれについて一般質問をされておりましたけれども、やはりこれは五條市にとっては一丁目一番地の大変大きな事業でございます。これが知事が言われていたように、二月ぐらいには何らかの方向性を出すのではないかなという話をされておりましたけれども、運用に関してはこれ説明どおりで地元住民が納得して売却に至った。まだこれ一期工事、二期工事、三期工事と二十年来の計画であるんですけども、本来であればもう一期工事が進んでいる中で、地元住民と共に協力しながら、そして市の行政と協力しながら、地元住民との話し合いの中で事業を進めていくのが本来の形であったと思います。これ、どういうふうな形になるか分かりませんが、この防災拠点の変更であったり、また別の用途使用がもし懸念されるのであれば、しっかりと市の方々も市の行政も地元住民の方々の話、思いを聞いていただいて、しっかりと対応していかねばならないと、私も地元住民でございますけれども、これ本当に話が来たときは、騒音の問題であったり、道の問題であったり、水路の問題であったり、また先ほどお話をさせていただいた文化財の部分に関しても、全ての部分において、これかかってくる問題でございます。これ地元だけの話でなくて五條市全体の話ですので、それをもって、今後真摯に県への対応を進めていただきたいと思いますので、どうか御尽力、よろしく願っています。

○議長（吉田雅範） 以上で、八番、福塚 実議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十時三十八分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、報第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第二十二号 専決処分分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

○議長（吉田雅範）報告を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程頂きました報第二十二号 専決処分分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧頂きたいと存じます。

提案理由につきましては、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、五條市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を本議会に報告するものでございます。

次に、議案書三ページを御覧頂きたいと存じます。

改正内容につきまして、まず改正条例の本則でございますが、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十条第十項が繰り上げられることに伴い、条例の引用箇所の第十五条第一項第二号中、「同条第十項」を「同条第九項」に改めるものです。なお、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日を定めております。

以上で報第二十二号の専決処分分の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で報第二十二号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、報第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第二十三号 専決処分分の報告について（五條市空家等の適正管理に関する条例及び五條市空家等対策協議会条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

〔建築住宅・まちづくり推進担当部長 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）ただいま上程頂きました報第二十三号 専決処分分の報告について（五條市空家等の適正管理に関する条例及び五條市空家等対策協議会条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の四ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、五條市空家等の適正管理に関する条例及び五條市空家等対策協議会条例の一部改正について、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和五年十一月十六日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で報第二十三号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、報第二十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第二十四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。平己産業環境部長。

〔産業環境部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（平己富長）ただいま上程頂きました報第二十四号 専決処分の報告・承認を求めることについて（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書七ページを御覧願います。

本案は、エコ・リレーセンターごじょう作業棟内での物損事故による車両の損害賠償について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和五年十月三十一日付をもって専決処分したため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

議案書の八ページ及び九ページを御覧ください。

和解の相手方は、奈良県五條市野原西六丁目一の十八、公益社団法人五條市シルバー人材センター理事長、田村幸男。

事故の概要につきましては、令和五年六月十九日午前十時二十分ごろ、エコ・リレーセンターごじょう作業棟内においてフォークリフトで作業中、バックした際に停車中の相手方が所有する車両に接触し、損傷を与えたものでございます。

和解の内容につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は損害賠償金三十四万五千四百円を支払うものとする事、今後本件に関しては双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ただいま御説明頂いたとおりだと思っておりますけれども、このエコ・リレーセンターごじょうにおける事故はもう二度目となるのではないのでしょうか。全て作業員の不注意のため発生した事故だと思えます。こうした中におきまして、この危険作業も伴うわけで、その安全に対する教育というのは、今どのようにやっておられるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）九番、山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

日頃、定期的であります。注意をして、その作業、特にバックフオーでありますとかフオークリフト、そういったものを使いますので、再三の注意を払ってするようにということは言っておるんですけれども、今回のような、また二度目ということになってしまいました。前回の事故のときにも、今後、こんなことのないようにということで徹底はしておりますが、今後こんなことがないように再度注意喚起をしていきたい、また指導もしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これ、朝から、就労前の朝礼ってやってはりますんかな。その辺のことをきちっとやった上で、毎日注意喚起をしていくというのが事故の防止につながっていくのではないかと思います。その辺はいかがですか。朝礼、やっておられますか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）お答え申し上げます。本市におきましては、各部署で朝の朝礼等実施しておりますので、エコ・リレーセンターごじょうにおきましても朝の朝礼はしているものと考えております。

再度確認し、もしやっていないということであれば、速やかに実施をし、事故関係でありますとか、そういった安全面の確保に取り組んでまいります。このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これ、もしトラックとフオークリフトの間に人が立っておれば、もう重大な人身事故につながっていくわけですよ。だから、そういったところのしっかりと日頃の注意喚起、そして自分自身の安全のための器具の点検、ヘルメットであったり安全靴であったり、その辺の日常の点検をきちっとしていくところから無事故の日数が増えていくわけじゃないですか。ですので、その朝礼の体制、そして安全

器具、安全対策のためのヘルメット、安全靴の体制をきちつと整えていただいて、事故のないようにお願いしたいと思います。

以上です。
○議長（吉田雅範）質疑を終わります。
以上で報第二十四号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。西本市長公室長。

〔市長公室長 西本久雄登壇〕

○市長公室長（西本久雄）ただいま上程されました議第四十六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書十ページを御覧願います。

改正理由につきましては、令和五年八月七日の人事院勧告を踏まえて改定された特別職国家公務員の給与に準じて市議会議員の期末手当の支給割合について改定を行うものでございます。

それでは、改正する内容につきまして説明を申し上げます。

十一ページを御覧願います。

まず、第一条における条例の一部改正は令和五年度の期末手当の支給割合の改正で、十二月の期末手当の支給割合を百分の百六十二・五から百分の百七十二・五に、百分の十引き上げるものでございます。

次に、第二条は、令和六年度以降の期末手当の支給割合の改正で、前条で本年十二月の期末手当について百分の十引き上げたものを、来年度以降は六月と十二月の支給割合が均一になるよう振り分け、それぞれ百分の百六十七・五に改めるものでございます。

次に、附則について御説明を申し上げます。

附則第一条第一項は、この条例を公布日から施行することとし、本則第二条の規定は令和六年四月一日から施行することを定めております。

また第二項は、本則第一条の適用日を令和五年十一月三十日とするものであり、第二条は改正前に支給された期末手当は、改正後の期末手当の内払いとみなすことを定めております。

以上で議第四十六号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。西本市長公室長。

〔市長公室長 西本久雄登壇〕

○市長公室長（西本久雄）ただいま上程されました議第四十七号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書十二ページを御覧願います。

改正理由につきましては、令和五年八月七日の人事院勧告を踏まえて改定された国家公務員の給与に準じた改定及び地方公務員法の改正に伴い会計年度任用職員に支給する勤勉手当を新設するものでございます。

それでは、改正する内容につきまして御説明申し上げます。

十三ページを御覧願います。

まず一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正でございます。

第一条は、本年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合と給料表を改正するもので、本年十二月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給割合を

それぞれ一般職員については現行より百分の五、定年前再任用短時間勤務職員については百分の二・五引き上げるものであります。

次に、十三ページから十七ページ上段におきまして、一般職の職員の給料月額について定める別表第一を初任給及び若年層に重点を置きまして平均一・一パーセントの引き上げを行った給料表に改正するものです。

次に、十七ページを御覧願います。

第二条では、令和六年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合について改正するもので、前条で改正いたしました一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の本年十二月の期末及び勤勉手当について、それぞれ六月及び十二月の支給割合が均一になるよう振り分け、期末手当を一般職員は百分の百二十二・五に、定年前再任用短時間勤務職員は百分の六十八・七五に、勤勉手当を一般職員は百分の百二・五に、定年前再任用短時間勤務職員は百分の四十八・七五にそれぞれ変更するものです。

次に、第三条は、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正で、特定任期付職員の給料表を記載のとおり改め、本年十二月に支給する期末手当の支給割合を百分の十引き上げるものであります。

十七ページから十八ページを御覧願います。

次に、第四条では、特定任期付職員の令和六年度以降の期末手当の支給割合について、前条で引き上げた期末手当を来年度以降は六月と十二月の支給割合が均一になるよう振り分け、それぞれ百分の百七十に改めるものでございます。

次に、第五条は、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

一般職の職員に適用する給料表の改定に準じ、会計年度任用職員の給料表を十八ページから二十一ページ中段までに記載のとおり改めるものであります。

二十一ページ下段から二十二ページを御覧願います。

第六条では、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することにつきまして、一般職の職員の給与に関する条例の規定を準用することとしております。

二十二ページ下段を御覧願います。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第七条では、勤勉手当の支給基準日に育児休業を取得している職員が六か月以内に勤務した期間がある場合は、期間に応じて勤勉手当が支給されることについて、会計年度任用職員も同様に支給することと改めるものであります。

次に、附則について御説明申し上げます。

二十三ページを御覧願います。

附則第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、本則第二条、第四条、第六条及び第七条の規定においては、令和六年四月一日から施行することを定めております。

附則第二項では、本則第一条、第三条及び第五条の給料表に関する規定は、令和五年四月一日に遡って適用することを定めております。

附則第三項では、本則第一条及び第三条の期末手当及び勤勉手当に関する規定は、令和五年十一月三十日から適用することを定めております。

附則第四項では、改正前に支給した職員の令和五年四月からの給料及び令和五年十二月期の期末手当及び勤勉手当などは、改正後の条例による給与の内払いとみなすことを定めております。

附則第五項では、改正する条例の施行に關しての必要な事項を規則に委任することを定めております。

以上で議第四十七号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この条例が施行されるに当たりまして、一般職員の給与全体で幾ら上がるのか、また会計年度任用職員のいろんな手当が変更になることよって全体で幾ら上がるのか、教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

一般職につきましては、遡及に対しての影響額でございますが、全会計で約四千百万円程度です。これは事業主負担の共済費等も含んでございます。

会計年度任用職員につきましては、約二千八百万円程度と見込んでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）物価が高騰する中において、当然のことながら給与の、賃上げの必要性は十分感じております。その中において、五條市でこのラスパイレス指数と、現在職員に対する地域手当はないと伺っておるんですけれども、その地域手当を支給するとなれば、どういった、答えられる範囲で結構です、どれぐらいアップになるのか、試算されたこととてございますかね。この地域手当というのは大変重要な給与の算定基準の中に入ってくる部分で、五條圏域の中で、五條市を中心とした周りの自治体で、御所市、そして橋本市がこの地域手当実施をやっているんですよ。そうした中で五條市がない。その辺のことにしても、やはり五條市は、これは国が決めるんですかね、そういったところにしつかりと要望をしないかと、いつまでたってもラスパイレス指数が低い、そして、給与がほかの市町村と比べて低いことになってこようかと思うんです。そういった中で、やはり職員のモチベーションも上げていかなあかんし、五條市で職員やっていたら、ほかの市町に移る可能性がございます。そういったところをきちっと精査していかないとだめだと思っておりますけれども、いかがでしょうかね。

○議長（吉田雅範）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）御答弁申し上げます。五條市のラスパイレス指数につきましては、直近、令和四年度で九六・一でございます。議員お尋ねの地域手当につきましては、五條市については国で定める不支給地となっておりますので、五條市が何パーセントかというのは国のほうで定める、現在は不支給となっております。近隣では三パーセントとかいうところが多いので、本給に三パーセント掛けた程度かなとは試算しておりますが、手元に数字を持ち合わせておりません。

それと、あと地域手当の要望につきましてでございますが、本市といたしましても要望のほうは、国のほうには挙げさせていただいているところでございます。今回の人事院勧告の中でも全国の各自自治体からそういう声があるということで、勧告の中でも地域を見直すというか、全体の中で圏域として地域手当の見直しを行うべきであるというような報告もなされておりますので、引き続き要望のほうは続けてまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に、日程第七、議第四十八号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第四十八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程頂きました議第四十八号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十五ページを御覧頂きたいと存じます。

提案理由につきましては、国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書二十六ページを御覧頂きたいと存じます。

改正内容につきましては、まず改正条例の本則でございますが、満三歳児以上の保育を必要とする子供が幼稚園から受ける保育である特別利用教育の基準を定める第三十六条第三項に特定教育保育施設について読替えの規定を追加するものでございます。

なお、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日を定めております。

以上で議第四十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第八、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議議第四十九号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩） ただいま上程頂きました議議第四十九号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を求めます。

恐れ入りますが、議案書二十七ページを御覧頂きたいと存じます。

提案理由につきましては、国の定める放課後児童支援員の資格要件が一部変更されたことに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

次に、議案書二十八ページを御覧頂きたいと存じます。

改正内容につきましては、まず改正条例の本則でございますが、放課後児童支援員の要件である認定資格研修修了者を、二年以内に研修を終了する予定である者も放課後児童支援員とする緩和措置が図られることとなったため、附則第二項中、「この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間」を「当分の間」に、「平成三十二年三月三十一日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から二年以内に当該研修を」に改めるものです。

なお、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日を定めております。

以上で議第四十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第九、議案第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦）失礼いたします。ただいま上程頂きました議第五十号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十九ページを御覧頂きたく存じます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和五年五月八日に公布され、令和六年四月一日から施行されるに当たり、本市の会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えるための所要の規定整備を行うのに準じ、会計年度任用企業職員についても同様の措置を講じる必要があることから、本条例の規定を整備するものであります。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十ページを御覧頂きたく存じます。

まず本則につきましては、第十八条第一項第一号及び第二号中、休日勤務手当及び期末手当とあるのを休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当に改め、勤勉手当を追加するものでございます。

次に、附則につきましては、施行の期日を定めるものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十一号 市道路線の認定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。池嶋土木管理担当部長。

〔土木管理担当部長 池嶋 晶登壇〕

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）ただいま上程頂きました議第五十一号 市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十一ページ及び添付の地図を御覧頂きたいと存じます。

本案は国道百六十八号バイパス整備による旧国道移管に伴い新規に認定を行うものであり、道路法第八条第二項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

移管される路線について、市道名は阪本小代線とし、認定範囲につきましては、起点五條市大塔町阪本五四二番五地先から、終点五條市大塔町小代九番三地先の延長千四百八十三メートルであり、道路幅員につきましては、最小幅員五・四メートル、最大幅員十・〇メートルでございます。

以上で議第五十一号 市道路線の認定についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十一、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十二号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩） ただいま上程頂きました議第五十二号 市立五條文化博物館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十二ページを御覧願います。

本議案は、市立五條文化博物館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は市立五條文化博物館、位置は五條市北山町九百三十番地の二でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は一般社団法人日本文化資産支援機構、代表者は代表理事杉本 洋、住所は奈良県五條市新町二丁目五番地八号でございます。

この団体は、指定管理者の募集要綱等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まででございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 指定管理でこれ公募されたと思うんですけども、その公募の状況、そして、そこで得た得点並びにこの文化資産支援機構、この会社、どういった会社なのか、設立はいつ頃になって事業を始められたのか、ちよつとその辺、会社の概要も教えていただけますか。

○議長（吉田雅範） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 九番、山口議員の御質問にお答えいたします。

今回は一般公募で行っております。応募団体は一団体で、点数は八十三・〇点となっております。

次に、今回の候補者の一般社団法人日本文化資産支援機構とはどのような団体かというお問合せでございます。当該団体は令和元年に設立

されまして、国内外の美術品の保存、修復、鑑定、保存・修復技術者の育成及び支援を行う事業を展開しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）指定管理料、現在は指定管理に至っていないのかな。指定管理者、しとんねんな。だから、代わるということですね。今現在行われております指定管理料、そして、次になりますこの日本文化資産支援機構さんに受け取っていただける指定管理料、年額当たりどういった、とりあえずそちらの年額を教えてくださいいただけますか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。現在管理していただいている団体の一年間の指定管理料ですけど、二千五百二十万円が三年間で。次期の管理者でございますが、年間二千三百八十八万二千円の五年間ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）再度お聞きします。二千五百二十万円、これは三年、それで二千三百八十八万二千円、五年間。だから、発表するんだっただけから比較しやすいように、一年間当たり何ぼというふうに言つて、五年と三年やったら、これ割らなあかんのと違いますか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたしました。一年間の金額であります。一年間で、今現在二千五百二十万円、次期の一年間が二千三百八十八万二千円です。

以上です。失礼いたしました。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十二、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程頂きました議第五十三号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十三ページを御覧願います。

本議案は五條市立民族資料館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市立民俗資料館、位置は五條市新町三丁目三番一号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は特定非営利活動法人維新の魁・天誅組、代表者は理事長柴田知啓、住所は奈良県五條市丹原町四百四番地でございます。

この団体は指定管理者の募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補者選定委員会により指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定期間につきましては、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まででございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今までと同じ維新の魁・天誅組ですね、これ。三年間ということ、年間の管理委託料を教えてくださいませんか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）七番、岩本議員の御質問にお答えいたします。

次期の指定管理料ですけれども、一年間で二百九十二万五千円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）維新の魁・天誅組、私もこの会員になっていきますんやけどね。このほかに応募はなかったんですか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。公募の結果、一団体のみとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十三、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程頂きました議第五十四号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十四ページを御覧願います。

本議案は、五條市賀名生の里歴史民俗資料館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市賀名生の里歴史民俗資料館、位置は五條市西吉野町賀名生五番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は和田自治会、代表者は自治会長 山本吉昭、住所は奈良県五條市西吉野町和田二百九十八番地の一でございます。

この団体は、指定管理者の募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により指定管理者の候補者に選定された団体

ひらがなです。

次に、三の指定期間につきましては、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まででございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）先ほどの質問と同じですけど、この和田自治会のほかに応募がなかったのかということと、年間の委託料をお願いします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）七番、岩本 孝議員の御質問にお答え申し上げます。

賀名生の里歴史民俗資料館の公募をした結果、二団体の応募がございました。

その結果ですけれども、次期指定管理料につきましては六百四十三万九千円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）和田自治会のほかの一団体、支障なかったら公表頂けますか。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）次点の団体につきましては、積小舎となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番、岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）六百四十三万九千円、これ三月の観梅の時期はものすごいお客さんが来てたけど、その後が、まあ言うたらお客さんが、拝観料というか、この民族資料館に入ってくれる人が少ないので、隣に皆さんも御存じのとおり南朝の堀さんのがありますんやけど、いろいろ連携を深めていただいて、確かに頑張ってくれてます。ほんで、あそこへ行つて、もうずっと、女館長さん、近くから来ていただいていますが、一生懸命頑張ってくれてますんやけど、教育委員会としてもいろいろアドバイスをいただいて、さらなるお客さんの誘致に頑張つてほしいと思います。

以上です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十四、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十五号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程頂きました議第五十五号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十五ページを御覧願います。

本議案は、五條市新町まちや館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市新町まちや館、位置は五條市本町二丁目六番六号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は特定非営利活動法人大和社中、代表者は理事長 中 純宏、住所は奈良県五條市五條三丁目一番二十三号でございます。

この団体は、指定管理者の募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日まででございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十五、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十六号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。ただいま上程頂きました議第五十六号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十六ページを御覧頂きたいと存じます。

本議案につきまして、五條市立老人憩の家の施設に係る指定管理者の候補者を指定するに当たり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称は五條市立老人憩の家でございます。

位置は、五條市靈安寺町二千二百五番地であります。

次に、二、指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人大和社中、代表者は理事長 中 純宏、住所は奈良県五條市五條三丁目一番二十三号でございます。

次に、三、指定の期間につきまして、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日の一年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十六、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十七号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。平己産業環境部長。

〔産業環境部長 平己富長登壇〕

○産業環境部長（平己富長）失礼いたします。ただいま上程頂きました議第五十七号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書三十七ページを御覧頂きたいと存じます。

本案につきましては、去る十一月十六日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました五條市観光交流センターに係る指定管理者候補者を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は五條市観光交流センター、位置は五條市野原西一丁目九番二十号でございます。

次に、二の指定管理者の団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は株式会社TKG、代表者は代表取締役 田中清照、住所は大阪府堺市美原区平尾二百八十七の三でございます。

次に、三の指定管理につきましては、令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの五年間でございます。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この指定管理者のTKGの会社形態と業務内容は、どのような業務内容の会社なのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）八番、福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

TKGの業務内容でございますけれども、卵を使用した飲食の提供、スイーツの販売を行っている会社でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、この観光交流センターで飲食等の提供も考えた中での指定管理とは思いうんですけれども、この指定管理に至った値段、一年間でどれぐらいの指定管理料なのか教えていただきたいのと、そして、あそこの観光交流センターで常駐される方、どれぐらいの、一日一人なのか二人なのか、料理を作るんやったら三人ぐらい要るのかなと思うんですけれども、その辺のことは、お答え頂ける範囲でいいんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）お答え申し上げます。

今回の観光交流センターでの飲食物の提供でありましたりスイーツの販売、それから地域で採れる地元野菜というのも販売を考えていると、こういうふうな計画でございます。

指定管理料でございますけれども、指定管理料につきましてはゼロ円でございます。

常駐する人数でございますけれども、販売でありましたり飲食物の提供の部分でございますりしますので、それに適用した人数配置というふう聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

トイレ休憩のため、午後二時二十五分まで休憩いたします。

午後二時八分休憩に入る

午後二時二十四分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十七、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十八号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程されました議第五十八号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第七号）の一ページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ六億二千二百一十一万六千円を追加し、総額で百九十四億六千六百四十三万四千円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正から御説明申し上げます。

十一ページを御覧頂きたいと存じます。

総務費、総務管理費、企画政策費の一千五百七十八万四千円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金業務経費の追加でございます。当該寄附額が当初の見込みを上回り、現計予算に不足が生じることから、所要の額を計上するものでございます。

次に、基金費の四億三千万円のうち、減債基金積立金二億円、子ども支援基金積立金二億円でございますが、地方財政法第七条に基づき前年度剰余金の一部を積み立てるものでございます。

次に、ふるさと五條市応援基金積立金三千万円でございますが、ふるさと五條市応援寄附金の寄附額が当初の見込みより上回ることから、同寄附金に係る基金積立金について所要の額を追加計上するものでございます。

次に、徴税費、賦課徴収費の委託料百二十九万三千円でございますが、森林環境税創設に伴うシステム改修費でございます。

次に、償還金利子及び割引料の四百万円でございますが、市税の還付金及び還付加算金に不足が生じることから所要の額を計上するものでございます。

次に、民生費、社会福祉費、障害福祉費の扶助費二千八百十九万二千円でございますが、身体障害者補装具交付修理扶助費等に不足が生じることから所要の額を計上するものでございます。

十二ページを御覧頂きたいと存じます。

次に、償還金利子及び割引料の五百二十二万二千円でございますが、令和四年度障害者自立支援給付費の精算により、国・県への返還額が確定したため所要の額を計上するものでございます。

次に、生活困窮者自立支援推進費の二百八十五万六千円でございますが、令和四年度生活困窮者自立相談支援事業費等の精算により、国への返還額が確定したことにより所要の額を計上するものでございます。

次に、老人福祉費の二百五十七万円でございますが、養護老人ホームの措置費に不足が生じることから所要の額を計上するものでございます。

次に、児童福祉費、子ども福祉医療費の一千六百五十二万二千円でございますが、乳幼児医療費等の子ども医療費に不足が生じることから所要の額を計上するものでございます。

十三ページを御覧頂きたいと存じます。

次に、児童福祉総務費の三百九十九万円でございますが、令和四年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金及び児童扶養手当の精算により国への返還額が確定したため所要の額を計上するものでございます。

次に、生活保護費、生活保護総務費の百一十万円でございますが、制度改正による被保護者調査項目の追加に伴うシステム改修に係る所要の額を計上するものでございます。

次に、生活保護費の扶助費七千八百四十四万四千円でございますが、生活扶助費等の生活保護費に不足が生じることから所要の額を計上するものでございます。

次に、償還金利子及び割引料の百二十三万五千円でございますが、令和四年度生活保護費の精算により国への返還額が確定したため所要の額を計上するものでございます。

十四ページを御覧頂きたいと存じます。

次に、衛生費、保健衛生費、診療所費の六十万五千円でございますが、五條市応急診療所発熱外来診察室の移設に伴う設計費を計上するものでございます。

次に、環境衛生費の三百万円でございますが、豪雨等により被災した共同墓地の災害復旧に係る補助金を計上するものでございます。

次に、教育費、放課後児童健全育成費、放課後児童健全育成費の六百六十一万八千円でございますが、令和四年度子ども・子育て支援交付金の精算により国への返還額が確定したため所要の額を計上するものでございます。

次に、予備費の八百四十七万五千円でございますが、市税過誤納還付金及び還付加算金に充用した予備費を充当するため所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが七ページの上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧頂きたいと存じます。

地方交付税において九千三百九十八万五千円を、国庫支出金において六千七百七十三万一千円を、県支出金において一千四百六十二万八千円を、寄附金において三千万円を、繰越金において四億八百八十七万七千円をそれぞれ追加し、市債において一千三百万五千円を減額いたしましたして歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。

四ページを御覧頂きたいと存じます。

総務費、総務管理費、内部事務システム更新事業七千八百四十七万六千円でございますが、財務会計システム等の内部事務に使用するシステムの更新等に当たり、本市に適合する仕様の検討に不測の時間を要したため、翌年度に繰越しするものでございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の道路災害復旧事業三千二百万円及び河川災害復旧事業八千万円でございますが、災害復旧事業の適正な工事期間を確保するために翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

五ページを御覧頂きたいと存じます。

債務負担行為の追加でございます。

ふるさと納税支援業務でございますが、ポータルサイト等の運営委託を令和六年四月から行うため、本年度中に契約行為に着手するもの
でございます。期間を令和五年度から八年度とし、限度額は三億八千八百三十万円でございます。

次に、コミュニティバス等運行管理業務（西吉野コース）でございますが、令和六年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手
するものがございます。期間を令和五年度から六年度とし、限度額は五百二十九千円でございます。

次に、地域福祉計画等策定業務でございますが、地域福祉計画等の更新に伴い本年度中に契約行為に着手するものがございます。期間を令
和五年度から六年度とし、限度額は四百四十六万六千円でございます。

次に、包括委託発注に伴う仕様書作成業務でございますが、エコ・リレーセンターごじょう包括委託発注に伴う仕様書作成業務について、
本年度中に契約行為に着手するものがございます。期間を令和五年度から六年度とし、限度額は七百六十八万九千円でございます。

次に、スクールバス運行管理業務、西吉野方面、阪合部大深方面でございますが、令和六年四月から委託を行うため本年度中に契約行為に
着手するものがございます。期間を令和五年度から六年度とし、限度額は五千五百七十万三千円でございます。

次に、五條市立老人憩の家指定管理料から最下段の五條市立民俗資料館指定管理料でございますが、いずれも本年度末をもって指定管理期
間を終了し、新たに指定管理を行う更新施設でございます。本年度中に基本協定の締結を行うことから債務負担行為を追加するものでござ
います。

期間と限度額につきましては、五條市立老人憩の家指定管理料が、令和五年度から令和六年度で九百五十九万五千円。

市立五條文化博物館指定管理料が、令和五年度から令和十年度で一億一千九百四十一万円。

五條市賀名生の里歴史民俗資料館指定管理料が、令和五年度から令和八年度で一千九百三十一万七千円。

五條市新町まちや館指定管理料が、令和五年度から令和八年度で九百四十万二千円。

五條市立民俗資料館指定管理料が、令和五年度から令和八年度で八百七十七万五千円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）十一ページの十二目基金費、二十四節積立金四億三千万円でございますけれども、この使用目的並びに減債基金ですので幾

らまでプールしておくのか、幾らまで減ったら投入していくのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（吉田雅範） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 九番、山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

令和四年度の剰余金が発生しましたので、その二分の一を超える分を基金に積み立てをするものでございまして、幾ら減ったからとか、幾らまでとかという取決めはございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） きちつと言つて。三回しかないんですよ。子ども支援基金積立金、これは恐らく給食費の基金だと思うので、その辺まできちつと言つてほしい。だから、これももう回数。この目的、この子ども支援基金というのは給食費ですやろ。その給食費がこれ二億円積み立てますやんか。大変いい基金やと思います。積み立てて、それが減ってきたらまたそこへ投入しなくてはならない。それを年間幾らぐらいを目標にしておるのか、その辺を聞きたいんです。

○議長（吉田雅範） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 子ども支援基金につきましては、もちろん学校給食費の無償化にも使えるんでございますけれども、ほかの使い道、子ども食堂であるとかいろんな使い道もありますので、全額無償化には使えないという中で、今回、御議決いただきましたら、その分は無償化のほうにも使いますけれども、減った分につきましてはまた剰余金の中から補填をさせていただいて、次の支援に向けて活用させていただきますというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司） きちつと給食費で使うんですよ、明言をしたらいいと思います。そこだけと違ってほかにも使い道があるのは分かるんですけども、一億余りが給食費に消えていくわけじゃないですか。やはりその辺を明確にして、多くの人に理解を頂いて、給食費無償化はここから出てるんですよということをアピールしないとだめだと思ふんですよ。恐らくこのふるさと納税をしていた分もここに入つてこようかと思ふんですけども、やはりその辺もきちつと明確にした上で、給食費が無償化になって、財源はこうなんですよということを今後明らかにしていただきたいと思ふますので、どうかよろしくお願いいたします。総務の委員会にこれ付託されますので、しつかり総務委員会

の方にお願ひしておきます。

以上です。

○議長（吉田雅範）答弁は要りませんか。

○九番（山口耕司）三回以上、かめへんの。

○議長（吉田雅範）よろしいですか。

○九番（山口耕司）はい。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十八、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十九号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程頂きました議第五十九号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加第一号の議案書一ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、地方税法の一部が改正され、令和六年一月一日から施行されることに伴い国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額を行うため本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めます。ご了承を申し上げます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、二ページを御覧頂きたいと存じます。

まず第二十一条の次に一項を加え、出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について定めるものです。

次に、三ページの下から八行目ですが、条例中の用語の定義の明確化を図るため、第二十一条の二中第二十二条の二を第二十二条の二第一項に改めるものです。

次に、一行下ですが、第二十二条の二の次に一条を加え、出産被保険者に係る届出について規定するものです。最後に附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十九、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。ただいま上程されました議第六十号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第八号）のページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。その総額にそれぞれ四億二千六百九十七万円を追加し、総額で百九十八億九千三百四十四万四千円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正から御説明申し上げます。

五ページを御覧頂きたいと存じます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の三億三千百九十七万円でございますが、低所得世帯への支援として住民税非課税世帯に七万円の支援金を給付するため所要の額を計上するものでございます。

次に、商工費、商工費、産業振興費の九千五百万円でございますが、市民と市内事業者への物価高騰支援として一世帯当たり六千円地域振興券を交付するためその所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧頂きたいと存じます。

地方交付税において九百六十二万四千円を、国庫支出金において四億一千七百三十四万六千円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）御存じのように、年末はいろんな支払いがたくさんありますので関係する世帯の皆さん方に少しでも早く届けていただくということが大事だと思いますけれども、いつ頃までに届けていただく計画なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

低所得者に対して七万円の給付のほうですが、一月末に対象者の方に発送を行いまして、二月末までに給付させていただくように計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これは、補正予算は全て地方交付金でございますが、今回の臨時国会のほうで既に閣議決定があつて、十一月二十九日にそれぞれの各市町村に通達があつたかと思うんです。その中に、年内をめどに速やかに給付しなさいという言葉が入つてございました。その中でも特に経済対策の国の目的は、物価に負けない持続的な賃上げの取組を加速させ、税収増など成長の成果を国民に還元することです。これ

により家計の可処分所得を直接下支えし、デフレからの完全脱却を確かなものにしていくことでございます。物価高騰対策として、政府の経済対策に盛り込まれた低所得者世帯への七万円給付を含めた重点支援地方交付金の増額、政府は今月、実施主体に対して年内の予算に向けて速やかに進めていくよう通知を、この十一月二十九日に出してございます。そうした中において、この物価高騰の方、非課税の対象の方々はもうすぐにこの現金が必要となってくるわけですやん、この年末にかけて。一刻も早くお届けしなくてはならないのに、一月末から二月末という、そういった手順になっておるんですけれども、もう少し早くできないのでしょうか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）九番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

一番時間を要しますのがシステム設計及び改修業務になります。過去の実績から約一か月見込んでおります。この一か月の期間をなるべく早く短縮して、対象者の抽出を早く行い、皆様に発送し、給付できるように努めていきたいと考えております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）以前、この非課税の方に給付されましたやん。そうしたら、そのシステムを使って速やかに給付することはできないんですか。それに、どないいいますか、網にかからない方の給付は時間がかかるかもしれないけれども、以前に給付した経緯があるので、そのシステムを通じて給付することはできませんのか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。三万円の給付をさせていただいた方に、今回の七万円も追加で計十万円にするというのが国の方針になっておりますが、三万円のときは六月一日を基準日としておりました。そして、今回は十二月一日を基準日として、対象者はそんなに大きくは変わらないんですが、転入であったりとか、転入の方がほとんどになるかと思うんですけれども、そういう方が少し増えますので、全体をもう一度システム改修してということになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）年内給付を目指して実際に行っている市があるんですよ、奈良県内においても。だから、五條市はそのシステム改修に時間がかかるので一月末から二月末という、まさに一か月もずれたようなスケジュール。ちよつと私は納得できないと思うんですよ。既にもうそ

の対象者が六月一日、そしてまた十二月一日、この半年間ですやんか。六か月間で異動があった方に対してのチェックが必要だということだと思っんでも、先にそのチェックが済んだ方からすぐに支給することはできませんのかな。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）担当部といたしましても、この七万円の給付に関しましては、十一月二十九日、国から通知が来るまでも少しづつ情報がありましたので準備はしておりました。そして、三万円に追加ということになりますので、そのまま口座を使わせていただいて、振り込みをさせていただいて、少しでもその市民の負担を減らそうということで、今まででしたら確認書というのを送らせていただいてまして、口座が合っているかどうか確認していただいで返していただくという方式をとっておったんですが、今回はお知らせという形で、確認書を送らずに一定期間、一週間から十日、問合せ期間を置きまして、それで何も問合せがない方に関しましては振り込みをさせていただくという方式を採らせてもらおうと考えております。

システム改修を、もう本当にできるだけ早く、ただそこをきちっと抽出しなければ、もし一人でも間違っていると市民の方に迷惑がかりますので、対象者の抽出までは、市といたしましてはきっちりと考えております。そして、そこをシステム会社のほうとなるだけ短縮するように、今進めようと思っております。御議決頂きましたらすぐに、そこをなるべく短縮して、そして二月末になっておりますが、二月上旬、中旬までにはお届けできるように今のところまた予定を組み直しております。そういうふうに努力をしたいと思っております。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）すみません、どうかよろしくお願いを申し上げます。ただ、他市でも早くやっていることを念頭に置いていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長よろしいですか。

○議長（吉田雅範）はい。

○九番（山口耕司）次に、推奨事業メニューで地域振興券六千円を全世帯に配布していただくところで、この地域振興券に至った理由。政府から出しております推奨事業メニューというのはもともとたくさんあるかと思うんです。項目にしたら八項目までの推奨事業メニューが挙げられております。そうした中でこの地域振興券に至った理由を教えてくださいませんか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）九番、山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

今回の物価高騰対応重点支援といたしまして交付される金額、また国が示す迅速かつ適切な事業執行という条件等を考慮しますと、地域振興券を交付することが迅速に対応でき、市民全ての支援となるとともに市内での消費が増えることにより市内の事業所への支援にもつながるものと考えての実施というところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番、山口耕司議員。会議規則第五十六条ただし書の規定によりまして、特に発言を許したいと思いません。

○九番（山口耕司）もうこれで最後になるうかと思えますので、お取り計らい、よろしくお願い申し上げます。

今、手っ取り早く、地域のための経済対策につながるためにこの地域振興券を使っていたという御答弁だったと思うんですが、まさにそのとおりだと思うんですけども、ただ、大きな理由は、政府のほうがこの経済対策、年度内に仕上げなさいという、完結しなさいというところに私は大きな問題があったのではないかなと思います。実際には本当にもっと必要な事業者の方、また市民の方がいらつしやるかと思うんです。今後、そういった方に対して、もしこういった支援策が来れば、またもう一度よく御検討頂いて、こういった本当に困っている方の給付につながるような形をお願い申し上げたいと思います。

最後に、この地域振興券の市民の皆様に行き渡るスケジュール、そして、使用期限等があるうかと思うんですけども、その辺のスケジュールを教えてください。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）今回の補正予算、御承認を頂きましたら発送に向け準備を行います。二月中旬までに発送を完了いたしまして、実施期間と申しますが、使える期間、それが二月十九日から三月三十一日を実施期間というふうに想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本日、市長から五條市手数料徴収条例の一部改正について追加議案が提出されました。

この際、本件を日程に追加したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、この際、本件を日程に追加することに決しました。

追加日程及び議案の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）追加日程第一、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程頂きました議第六十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加第二号の議案書一ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、戸籍法の一部改正等に伴い戸籍証明の広域交付等に係る手数料等の規定の整備を行うため当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

改正の主な内容につきましては、令和元年五月二十四日に成立し、令和六年三月一日から施行される戸籍法の一部改正において、一つ目として、本籍地が五條市以外の方も市民課及び各支所窓口で戸籍・除籍謄本等が取得できるようになります。

二つ目として、戸籍の届出書等の内容の証明及び閲覧について、これまで届出された原本を利用していましたが、新たに電子化、PDF化された届書等情報による証明及び閲覧ができるようになります。

三つ目として、行政手続をする際に、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号、いわゆるパスワードを提示することで戸籍情報が電子的に証明できるようになります。

このことからそれぞれに必要な手数料を定める必要があり、令和五年十二月六日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令が公布されたことにより、五條市手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、二ページから六ページを御覧頂きたいと存じます。

別表第一項、戸籍法関係手数料におきまして、(一) 戸籍謄抄本等交付手数料及び(二) 除籍謄抄本等交付手数料では、広域交付に係る手数料を定めるため、根拠法令の追加及び政令に準じた文言の整理をいたしました。

次に、(三) 戸籍記載事項証明書交付手数料及び(四) 除籍記載事項証明書交付手数料では、政令に準じた文言の整理をいたしました。

次に、(五) 届出もしくは申請の受理、または届書、その他の書類の記載事項証明書交付手数料及び(六) 届書、その他の書類の閲覧手数料では、電子化された届書等情報の内容証明書の交付または閲覧に係る手数料を定めるため、根拠法令の追加及び政令に準じた文言の整理をいたしました。

次に、(七) 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料及び(八) 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料については、新たに手数料を規定するため追加しました。

最後に、附則につきましては、施行期日を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番、福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これは一応申請者が市民課窓口ということなので、五條市であったり橋本市であったり北海道であったり、どこでもこれができるという認識でよろしいですか。これはコンビニエンスストアとかそんなのはないんですね。一応役場とか、そこに行かないとできないということですか。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）八番、福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおりで、窓口でのみ対応することになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）パスワードを活用していない方は今までどおりいけるのかどうか、それと、そういう方の手数料は上がったのか下がったのか同じなのか、その辺はどうですか。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）十二番、大谷議員の御質問にお答え申し上げます。パスワードがある方にのみ、この手数料が関係することによってございまして、今まで戸籍謄本等を利用されている方については今までどおり変わらずということでございます。新しくこういうものを利用して、例えばパスワード等の申請において、こういうパスワードを活用して、戸籍謄本じゃなくって、このパスワードで向こうが受付していただくような形を考えているということでございます。

以上、御答弁させていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）以上で本日の日程は全部終了いたしました。明日十二日から十九日まで休会とし、次回、二十日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時八分散会